

室蘭市これからの学校づくり検討委員会（第2回）



少子化に対応した 活力ある学校づくりに向けて

～「小中一貫教育」についての理解～

北海道教育庁胆振教育局教育支援課長

赤川 欣胤

少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて

～「小中一貫教育」についての理解～

■ はじめに ■

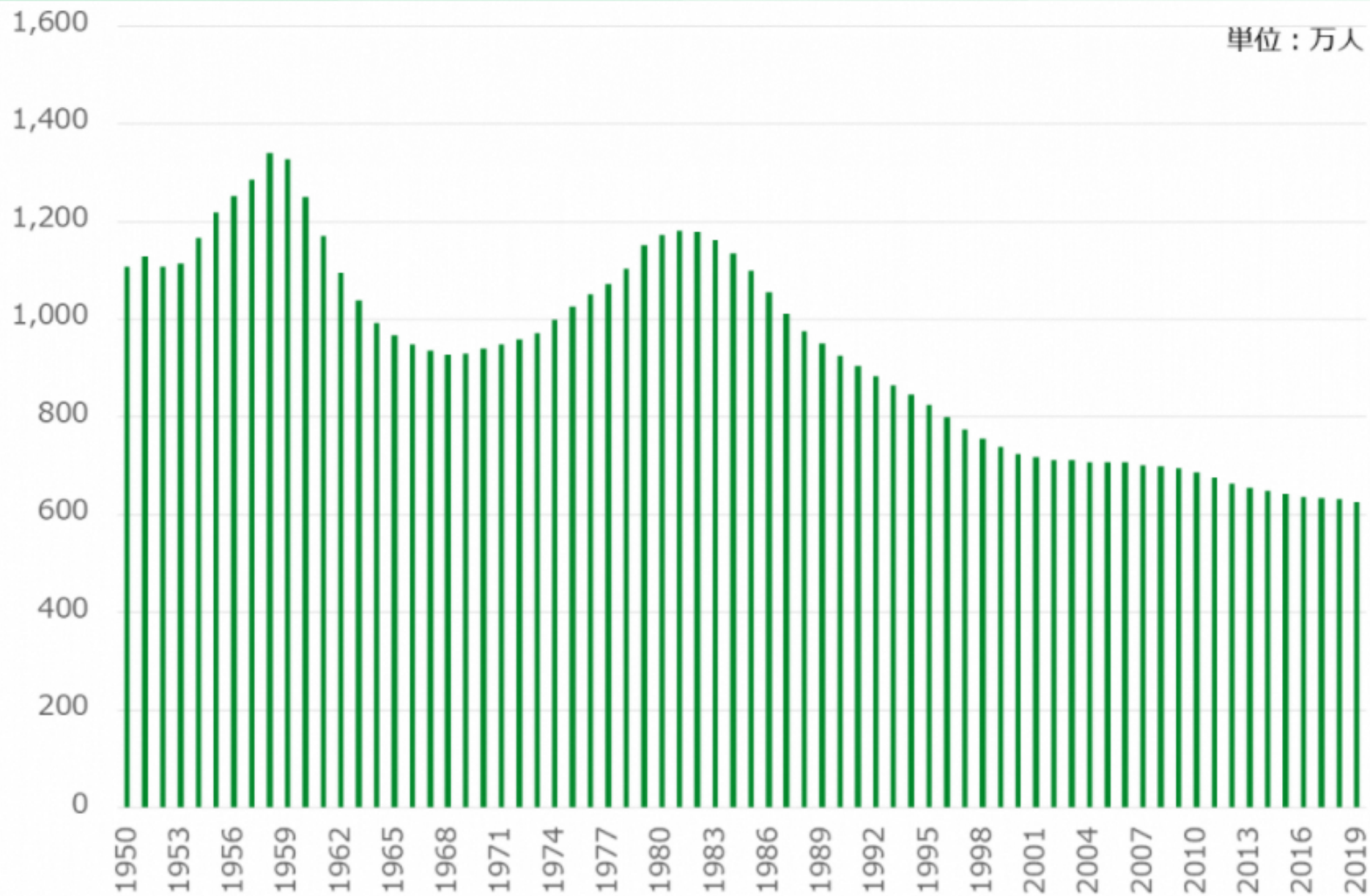


少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて
～「小中一貫教育」についての理解～

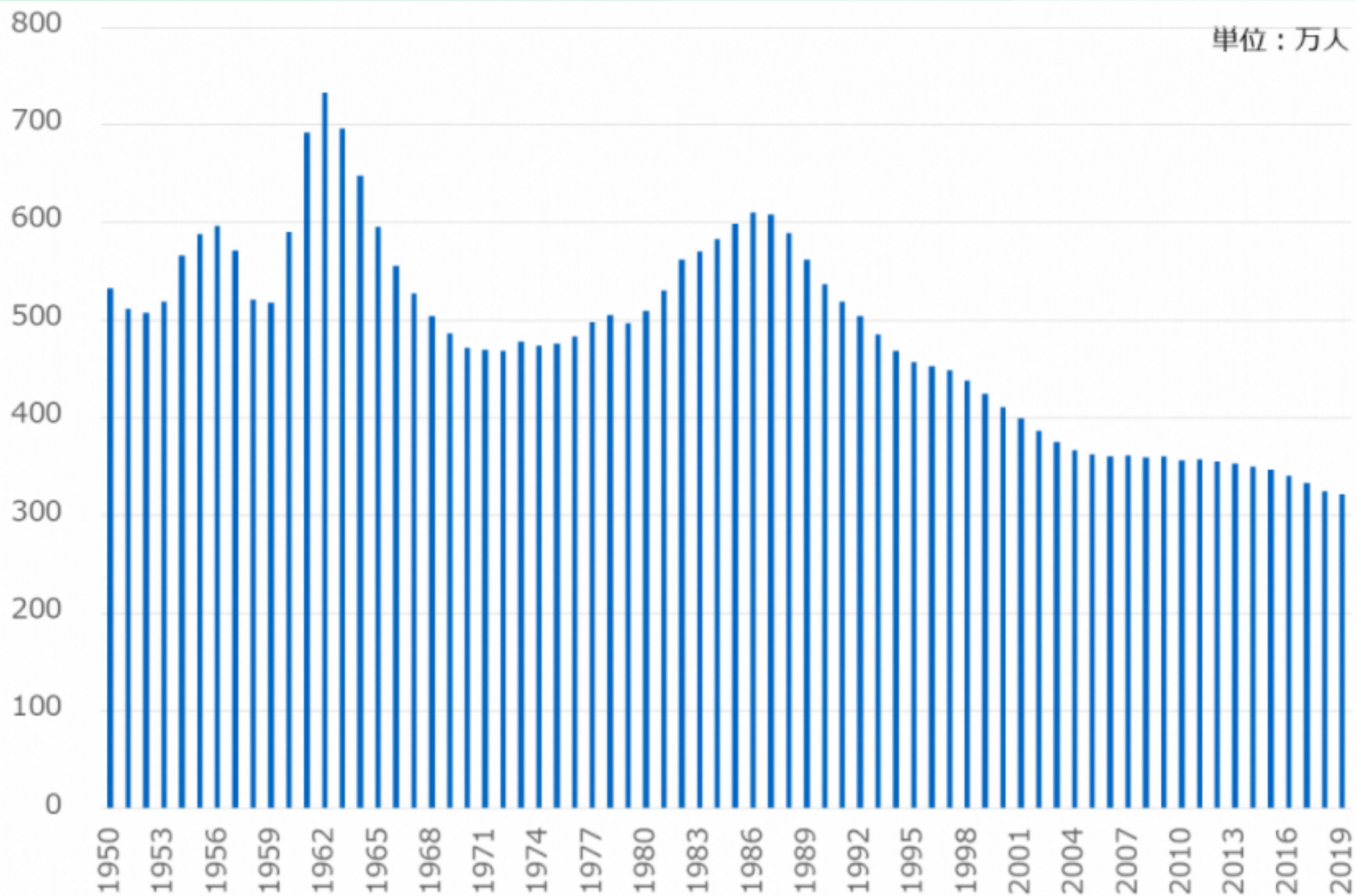
■ 少子化の現状 ■



【公立小学校】児童数の推移

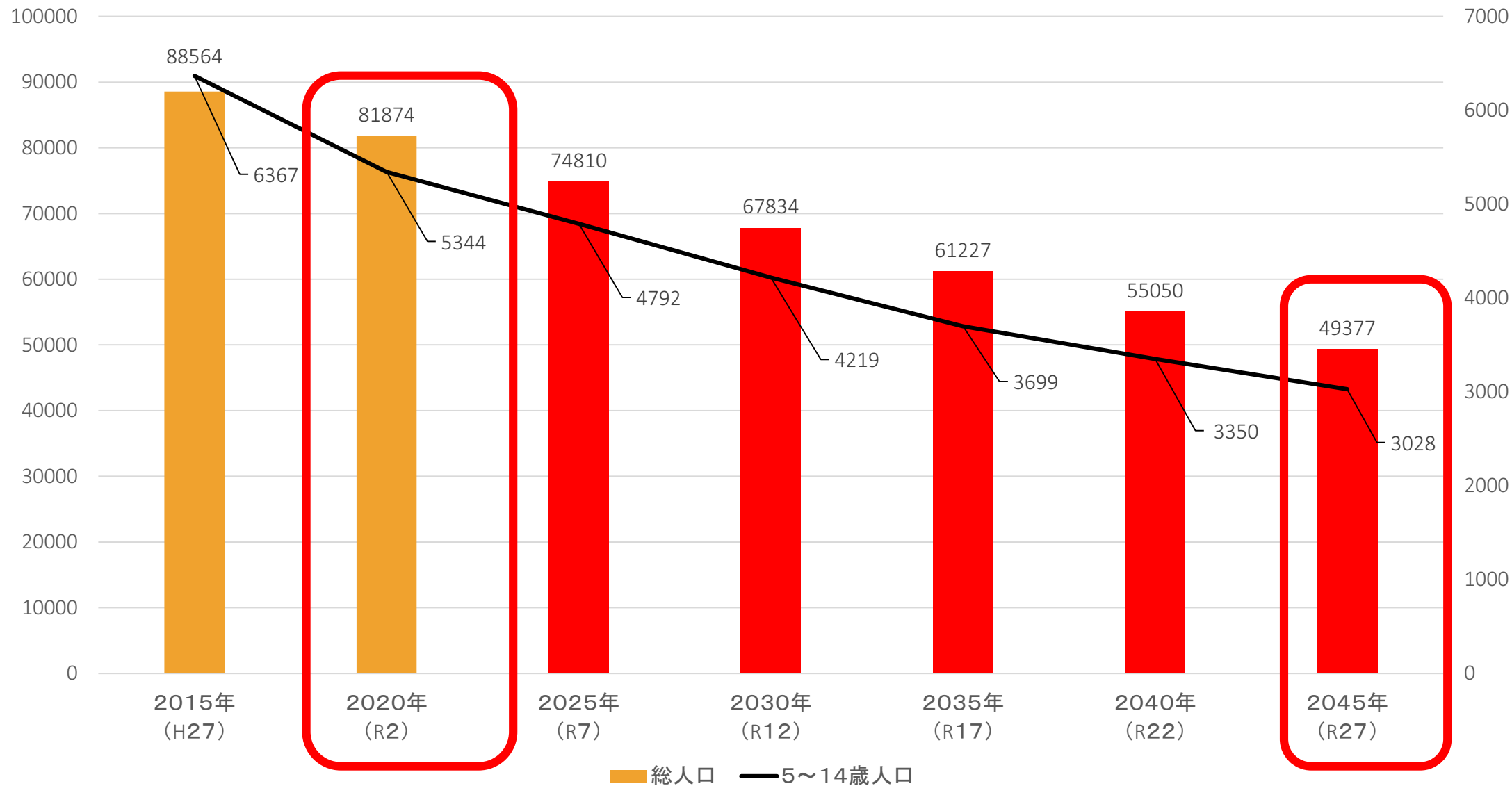


中学生の推移



	小学校数	中学校数	総面積	人口密度
北海道	948 (2位)	579 (2位)	78421.39 (1位)	66.62 (47位)
東京都	1328 (1位)	801 (1位)	2194.03 (45位)	6402.35 (1位)
岩手県	296	150	15275.01 (2位)	79.25 (46位)

■室蘭市の総人口と児童生徒数の推移予想■



(略)

中央教育審議会において、文部大臣の諮問を受けての審議ではなく、委員の発意により議論し、報告を取りまとめるのは初めての試みである。

今回の報告において特に強調したいのは、「子どもは社会の宝」であり、「社会全体で子どもを育てていく」ことが大切であるという考え方である。

この考え方を基本としながら、本報告においては、少子化の現状と要因を分析するとともに、少子化が教育に及ぼす影響として、①子どもの切磋琢磨の機会の減少、②親の過保護・過干渉、③子育ての経験や知識の伝承の困難、④学校行事や部活動の困難、⑤良い意味での競争心が希薄になることを挙げた。

その上で、本報告は、少子化の下で可能な限り教育条件の充実を図るとともに、家庭・学校・地域社会において、それぞれがその役割を踏まえた上で取り組むべき具体的方策を提言している。

(略)

少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて
～「小中一貫教育」についての理解～

■ 少子化への対応 ■



1章 はじめに～学校規模適正化の背景と本手引の位置付け～

(1) 学校規模の適正化が課題となる背景

○児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、**小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいもの**と考えられます。

(略)

○国が定める標準は「特別の事情があるときはこの限りではない」とされている弾力的なものですが、今後、少子化が更に進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点から踏まえ、**学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応が将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であるとの認識が広がっており、各設置者において、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが求められています。**

(略)

【平成27年1月「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」から抜粋】

2章 適正規模・適正配置について

(1) 学校規模の適正化

【検討の際に考慮すべき点】

- 法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていますが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものになっていることに留意することが必要です。
- また、一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあります。このため、学校規模適正化の検討に際しては、12学級を下回るか否かだけでなく、12学級を下回る程度に依じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要があります。
- さらに、実際の小・中学校の教育活動に着目すれば、同じ学級数の学校であっても、児童生徒の実数により、教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響は大きく異なってきます。このため、学校規模の適正化に当たっては、法令上標準が定められている学級数に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことが求められます。

3章 学校統合に関して留意すべき点

(2) 魅力ある学校づくり

【魅力あるカリキュラムの導入例】

(略)

- 例えば近年では、子供の発達の早期化やいわゆる中1ギャップへの効果的な対応、学習内容の高度化への対応、学校の社会性育成機能の強化といった観点から、「小中一貫教育」を導入する市町村が増えてきており、学習指導面、生徒指導面、教職員の意識改革面等で顕著な成果が報告されています。特に地域の児童生徒数が少ない場合は、小・中学校段階を一体的に捉えて一定の児童生徒数を確保することにより、学校行事の活性化や多様な学習集団の編成、異年齢交流の機会の大幅な拡大などが可能となり、小規模校の課題である社会性の育成や切磋琢磨する環境の整備、多様な考え方に触れる機会の確保に大きな効果が期待できます。

(略)

少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて
～「小中一貫教育」についての理解～

■ 小中一貫教育 ■



(略)

平成18年の教育基本法改正、平成19年の学校教育法改正により義務教育の目的・目標が定められたこと等に鑑み、小学校・中学校の連携の強化、義務教育9年間を通じた系統性・連続性に配慮した取組が望まれる。

このたびの義務教育学校の創設については、これを踏まえつつ、地域の実情や児童生徒の実態など様々な要素を総合的に勘案して、設置者が主体的に判断できるよう、既存の小学校・中学校に加えて、義務教育を行う学校に係る制度上の選択肢を増やしたものである。また、今回の制度化は、小中一貫教育を通じた学校の努力による学力の向上や、生徒指導上の諸問題の解決に向けた取組、学校段階間の接続に関する優れた取組等の普及による公教育全体の水準向上に資するものと考えられる。

以上のことから、各設置者においては、今回の改正を契機として、義務教育学校の設置をはじめ、小学校段階と中学校段階を一貫させた教育活動の充実に積極的に取り組むことが期待される。

(略)

【平成27年7月「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法の一部を改正する法律について（文科省通知）」から抜粋】

小中連携教育

小・中学校段階の教職員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員が、目指す子ども像を共有するとともに、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

〔形態〕

※①②③いずれも施設の形態（施設一体型、施設隣接型、施設分離型）は問わない。

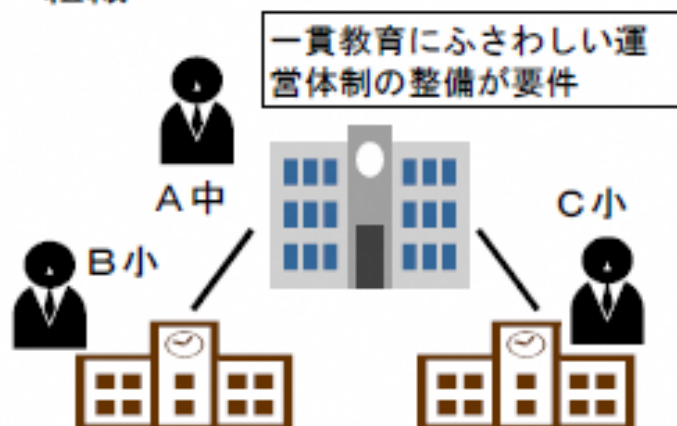
①義務教育学校

- ・新たな学校種（一つの学校）
→一人の校長、一つの教職員組織



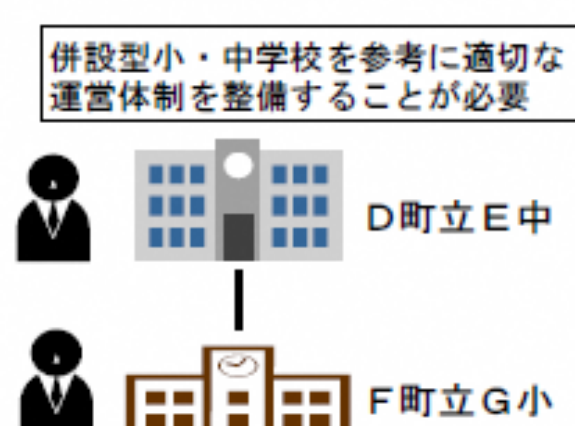
②中学校併設型小学校・
小学校併設型中学校
（同一の設置者）

- ・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
→それぞれの学校に校長、教職員組織



③中学校連携型小学校・
小学校連携型中学校
（異なる設置者）

- ・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
→それぞれの学校に校長、教職員組織



小学校教育と中学校教育を円滑に接続させ、義務教育9年間を通じて育成することを目指す資質・能力を子どもたちに確実に身に付けさせる教育の充実

【義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の違い】

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		9年（前期課程6年＋後期課程3年）	小学校6年、中学校3年	
組織・運営		一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
			小学校と中学校に教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※1	所属する学校の免許状を保有していること	
の特例 教育課程	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

※1 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能

義務教育学校のメリットとデメリット

【義務教育学校のメリット（例）】

中1の壁の緩和・解消、系統性を意識した小中一貫教育、異学年交流による精神的な発達など

メリット	メリットの具体
教育の特例	子どもたちの実態や理解の程度、9年間の指導内容の系統性を考えて、指導する時期（学年）や指導時数を柔軟に考えることが可能。
柔軟的な学年段階の区切り	9年間の中で独自の大きな区切りを設けて子どもたちの発達段階に応じて、効果的な教育課程を組み指導を行うことが可能。
系統性・連続性を意識した小中一貫教育	学習内容の関連性を意識して指導順序や指導内容を考えたり、つまずきやすい内容を該当学年以外での繰り返し指導したりする工夫が可能。
小中ギャップの緩和・解消	小学校と中学校の間の段差を緩和することができ、小学校教育から中学校教育への円滑な移行を促すことが可能。
異学年交流による精神的な発達	上級生から下級生に対する思いやりの心、上級生・下級生の規範意識、下級生から上級生に対する憧れの気持ちなどの醸成が期待。
継続的な生徒に対する指導	教員間で生徒の情報を共有しやすく、生徒指導を効果的に行うことが可能。また、個性に応じたきめ細やかな生徒指導が可能。

義務教育学校のメリットとデメリット

【義務教育学校のデメリット（例）】

リーダーシップや自主性を養う機会が減る（小学校高学年）、9年間で人間関係が固定化しやすいなど

デメリット	デメリットの具体
小学校卒業の達成感の低下	学校が変わる卒業式と単に6年生から7年生に学年が上がる修了式では達成感に差ができ、子ども自身が成長したと実感できる機会が減る。
中学校の新鮮さを感じる機会の減少	新しい学校に通うことに対するやる気や人間関係の変化が減少するなど、新鮮さがなくなり、変化するきっかけの一つが失われる。
中学生相当の生徒の悪影響の恐れ	中学生相当の生徒の行動や振る舞いが小学生相当の生徒の発達に悪影響を及ぼす可能性があり、学校側の教育上の配慮が重要。
リーダーシップや自主性を養う機会の減少	小学校段階の5・6年生は高学年ではなく中学年となってしまうことにより、リーダーシップや自主性を養う機会が減る。
固定化しやすい人間関係	9年間同じ生徒の構成で過ごすことになるため、弱い立場に追い込まれる、仲間外れになるとその状況が固定化しやすくなる傾向がある。
教員の免除状の状況に条件	義務教育学校の教員については、原則として、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

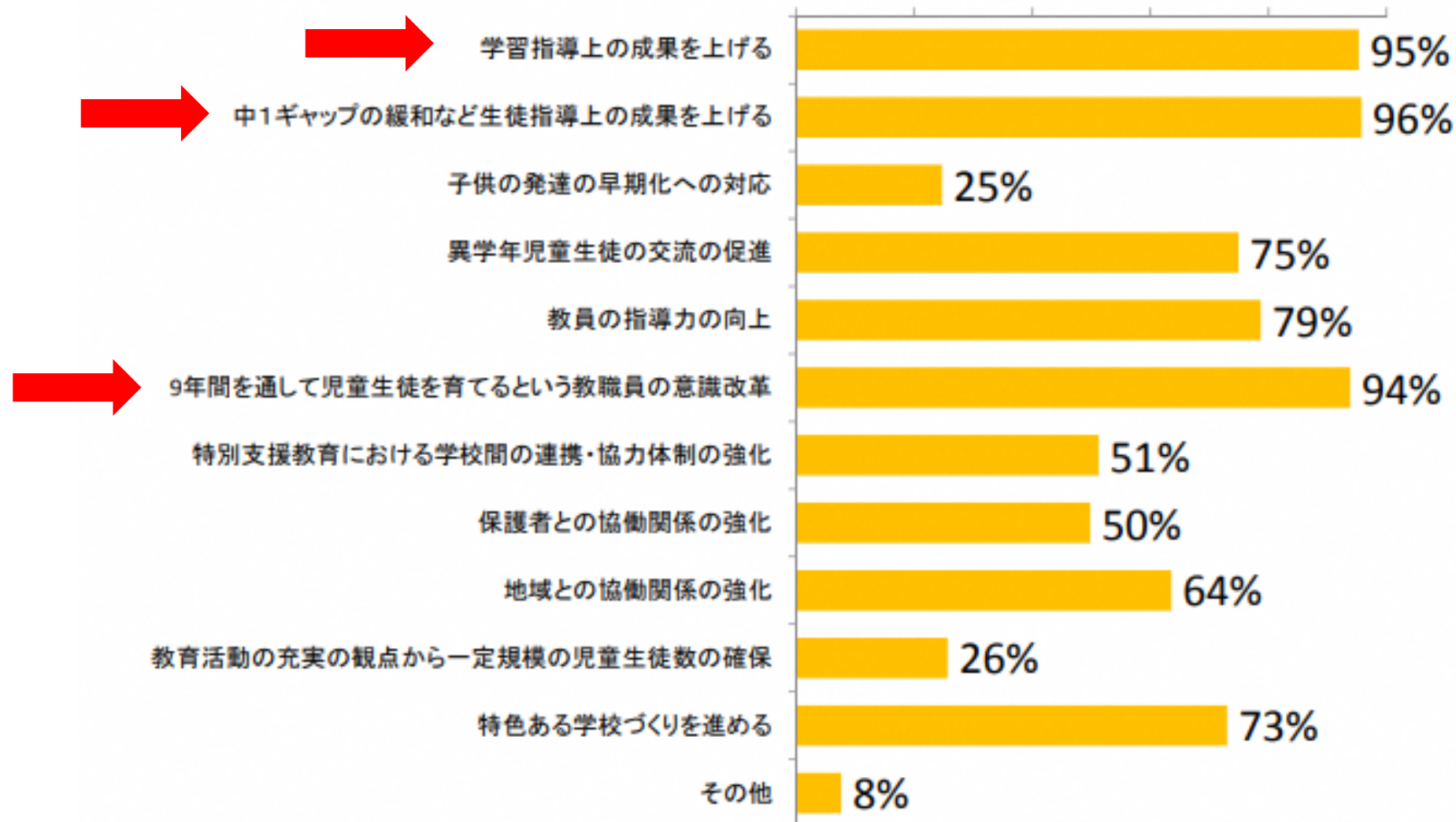
少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて
～「小中一貫教育」についての理解～

■ 小中一貫教育 ■

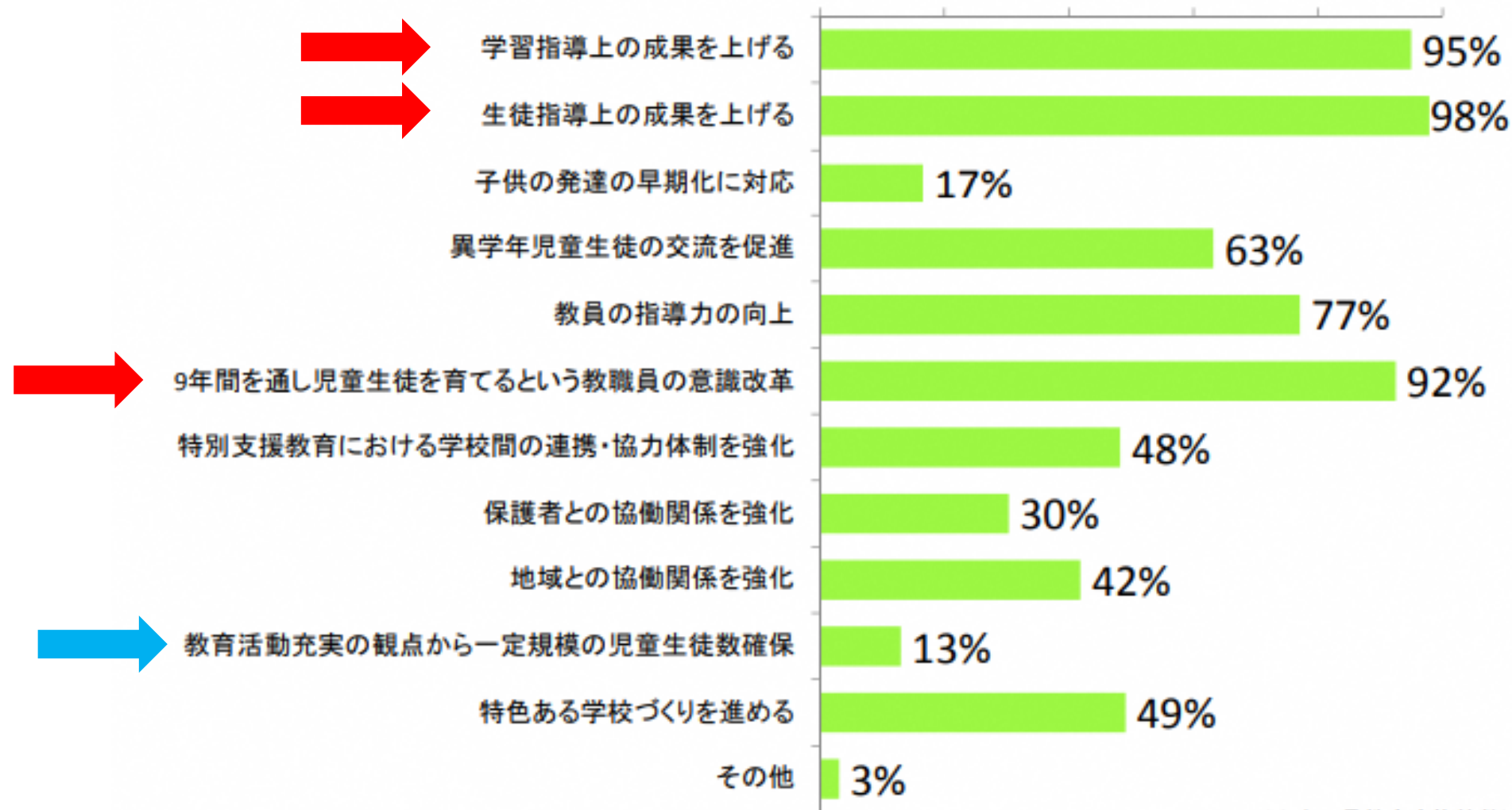
～先進事例から見る小中一貫教育導入の手順～



小中一貫教育推進の主なねらい



小中一貫教育の主なねらい



N=1130(小中一貫教育実施件数)

■ 基本方針を定める

■ 基本方針に基づく基本計画や実施プラン等について検討する組織を設置

- ほぼ教職員のみを構成メンバーとしていた組織を基礎に、幅広い分野からメンバーを選任追加した組織
- 教職員のみをメンバーとして、教育委員会職員の指導助言を受けながら実務的な検討を行う組織
- 教育委員会職員や、議員と保護者・地域住民組織代表をメンバーを主として、学識経験者等も含めた組織

- ① 教育課題等の検討の過程で小中一貫教育の実践に向けた話がなされる
- ② 小中一貫教育の実施構想や計画等の調査・研究協議する組織を設置する
- ③ 基本構想や基本方針などが策定される
- ④ 基本構想や方針に基づく実施計画が策定される

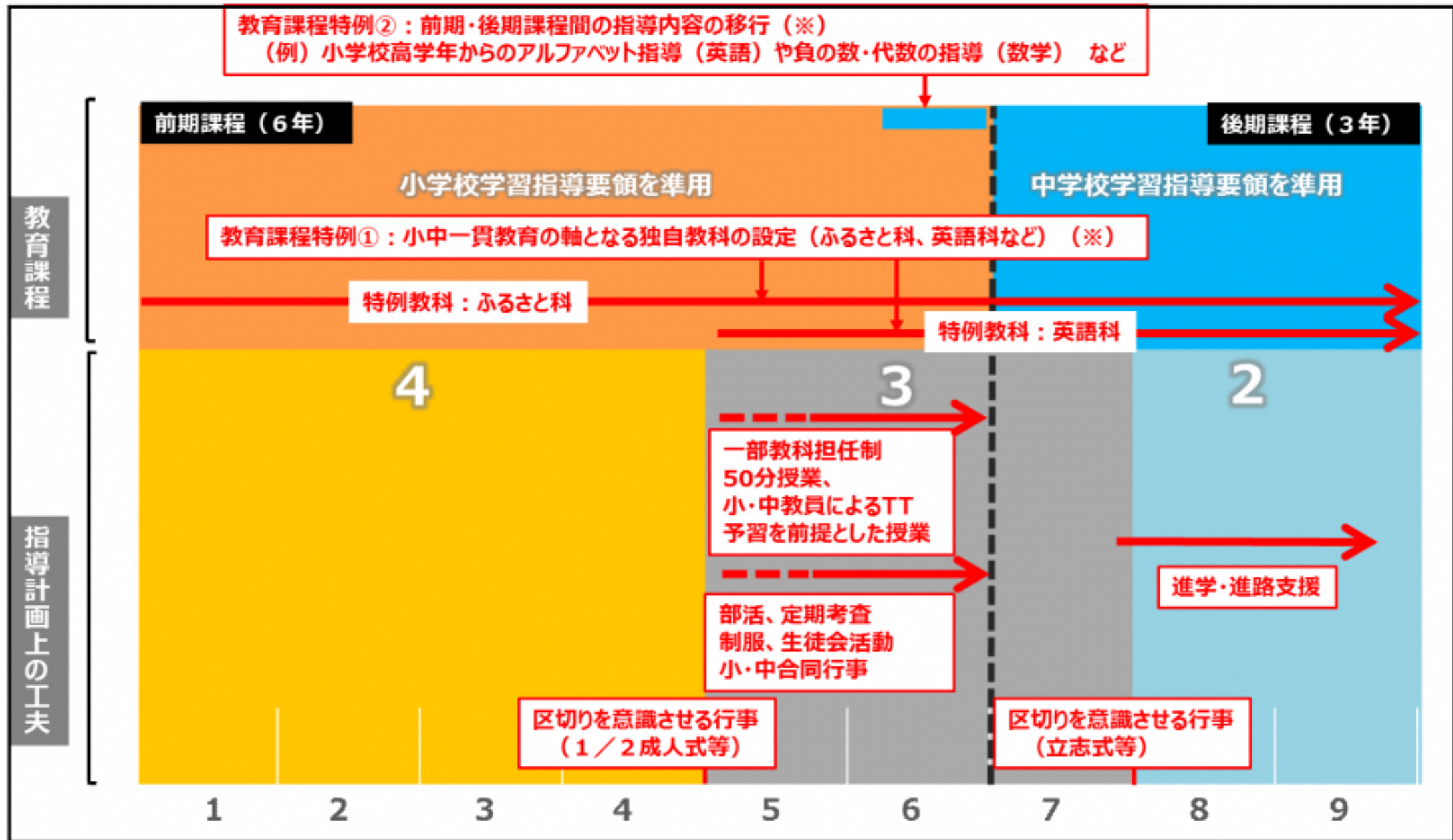
- ⑤ 実施に伴う具体的な課題について検討する
組織の設置と運営が行われる
- ⑥ 小中一貫教育が実施される
- ⑦ 評価の実施と実施計画やマニュアルの見直しが行われる

少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて
～「小中一貫教育」についての理解～

■ 小中一貫教育 ■

～教育課程の編成と運営～





少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて
～「小中一貫教育」についての理解～

■ 小中一貫教育 ■

～学校の組織と運営～



小学校・中学校



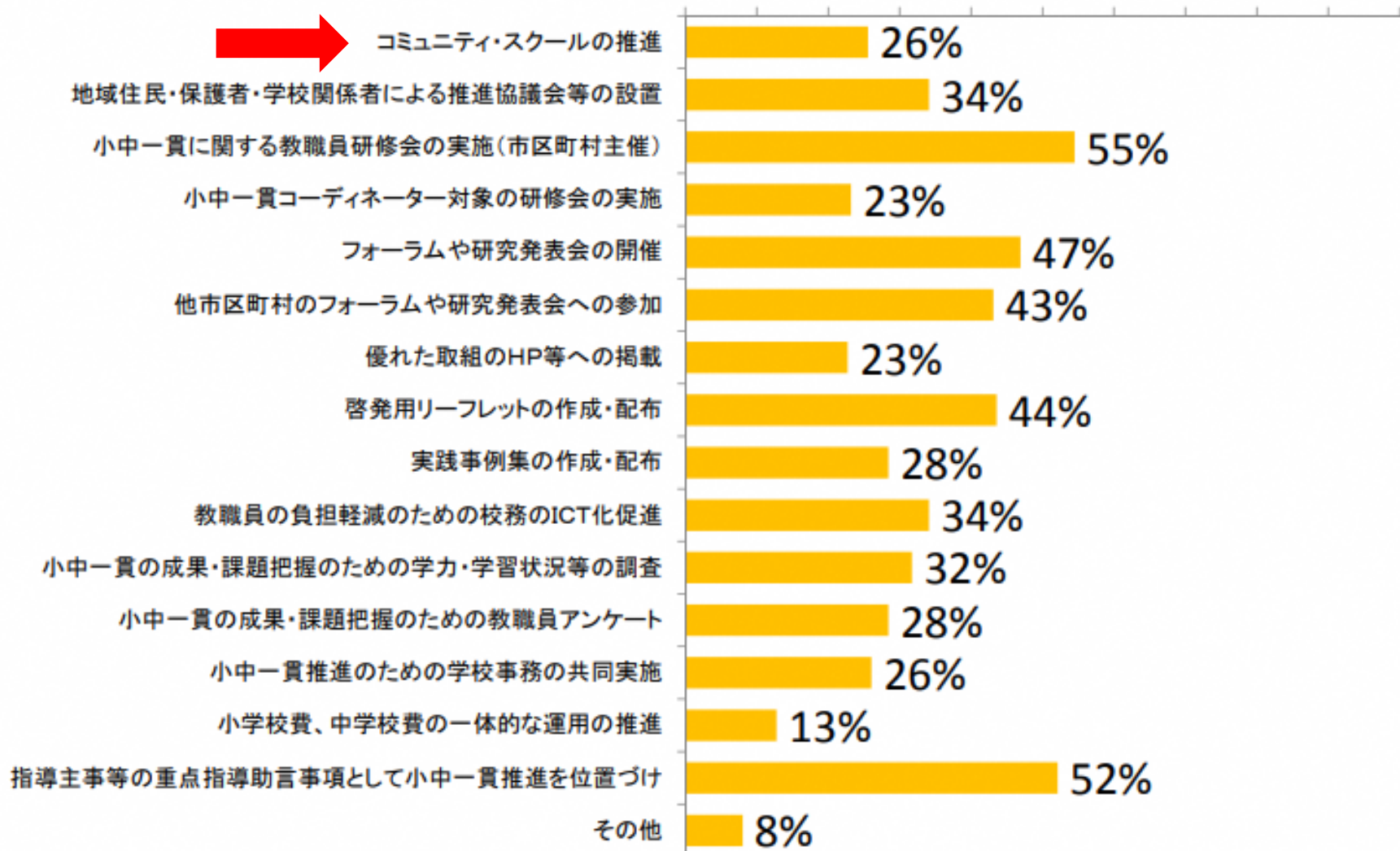
少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて
～「小中一貫教育」についての理解～

■ 小中一貫教育 ■

～地域との連携協働～



その他、小中一貫推進のために取り組んでいる事項



少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて

～「小中一貫教育」についての理解～

■ 終わりに ■

